

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成29年 5月15日（月） 14:59～15:08

2 場所 永田町合同庁舎 7階特別会議室

3 出席

#### <WG委員>

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

#### <関係省庁>

近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長

伊藤 純史 法務省入国管理局総務課企画室補佐官

#### <事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

福田 修 内閣府地方創生推進事務局

### （議事次第）

1 開会

2 議事 フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進

3 閉会

---

○事務局 お待たせして申し訳ございません。法務省でございます。こちらの「フィンテック分野などにおける外国人材の受入れ促進」について、内閣府の文案をお示しした結果、御意見を頂戴しております。この御意見をまず伺って、それから議論に移っていただきます。

それでは、原先生、進行をお願いします。

○原委員 では、よろしくをお願いします。

○近江室長 法務省でございます。

まず、フィンテック分野における外国人材の受入れ推進ということで、三ついただいております。一つは、創業活動計画書の作成までの期間についても在留資格を付与するようという特例措置を速やかに講ずるというところでございます。この件につきましては、法務省として今まで東京都などの御提案もありまして、このような必要性についてこちらも承知はしておるのですが、現時点での措置については今のところ考えておりませんので、削除意見を出させていただいております。

2番目、金融外国人材の受入れを推進するための高度人材ポイント制の特別加算措置を速やかに講ずるというところがございますが、これにつきまして、今、具体的にその内容、対応について検討しているところがございますが、速やかというところで、まだめどが立っていないため、削除の意見を出させていただいております。

3番目につきまして、当該人材の親や家事使用人の帯同要件の更なる緩和について速やかに講ずるというところがございますが、家事使用人及び親の帯同要件の緩和については、高度人材ポイント制全体の優遇措置の見直しにつながるために、これにつきましては現在、措置を講ずることは検討していないということで、削除意見を出させていただいております。

以上です。

○原委員 ありがとうございます。

確かにこれは改めて見るに、措置を速やかに講ずるなどという、そこまでまだ議論が熟していないでしょうというのは、ここでもそんなに議論をまださせていただいていないので、おっしゃるとおりだなと思うのですが、何か検討課題として書くとしたら、もうちょっと言葉をずっと丸めていっていいと思うのですけれども、どんな可能性があるでしょうか。

○近江室長 まず、最初の部分でございますけれども、これにつきまして、東京都の意見も聞いてございまして、私どもとしましては、創業活動計画書の作成までの期間について、在留資格を付与というところの結論まで書いてしまいますと、まだ十分な検討ができていないということもありますので、創業活動計画書の作成までに時間が必要だということでは何らかの措置ができないか検討するというようなことであれば、今後、何らかの措置を考えていこうというところは書けるかと考えております。

○原委員 では、作成までの期間というところまでいって、作成までの期間の短縮のための措置を検討するとか、そんな感じですか。

○伊藤補佐官 多分、先方の要望としては、作成できるまでのレベルに達していないので、よりその計画を作成するための期間を設けてほしい、長くってほしいという要望だと理解しております。

○近江室長 今、経営管理6か月でやっておりますが、その前に、そこに入るまでの前の時間が足りないと聞いております。

○原委員 作成までの期間への対応のあり方について検討するとか、そんな感じですか。

○近江室長 はい。

2番目につきましては、今、検討中でございますが、この「速やか」というところを、例えば年度内とかであれば、今、措置を準備しておりますので、講ずるというところで書けるかと考えております。

○原委員 これは前段のほうですか。

○近江室長 前段のほうでございます。特別加算措置を講ずるというところがございます。

て、「速やか」と書いてありますので、ちょっとここについて時間をいただければと思っております。

○原委員 分かりました。

これは金融のところに限らず、他にもされているということなのですか。

○近江室長 全体も含めての検討をしつつという形になろうかと思っております。

○原委員 これは年度内にとということで、もう確定して。

○近江室長 本日の段階では、年度内であれば大丈夫ではないかと言わせていただきたいと思えます。

○原委員 分かりました。

あと、その後のところは、根本的な考え方の見直しにつながる話なのですか。

○近江室長 そうですね。これは本体の見直しではなく、親や家事使用人ということになりますので、やはり外国人全体の受入れというところに幅広く影響してきますので、多分、フィンテック人材に限らず大きな話になってしまうと思っております。これにつきましては、かなり慎重な検討が必要かと思っております。ですから、家事使用人の方々の適正な雇用というところができることが重要ですので、あまり安易に緩和したりというところは慎重に考えていきたいと考えております。

○原委員 家事使用人の人数の問題は、時々規制改革提案でも特区とかで出てきて、なかなか進まないのだなと思っていたら、これは結構難しいんですね。

○近江室長 そうですね。

○原委員 これは人数程度のお話かと思っていた。

これは、今の高度人材ポイントの見直しの検討課題には入っていないという整理なのですか。

○近江室長 そうです。

○原委員 ただ、一方で要望は、特に金融分野を中心に大金持ちの人たちとかはそれなりにニーズがあると承知していますけれども、今後どうされていくのですか。どこかのタイミングでは検討される可能性があるのですか。

○近江室長 富裕層であれば、現行の帯同要件について、おそらく満たしていらっしゃるかと思いますので、収入要件などを下げるといった形も一つ考えられると思いますが、高度専門職も含むその他の在留資格における家事使用人の受入れの中で考えていかなければいけないと思います。全体のバランスの中で考えていくと。

○原委員 帯同要件の話は、家事使用人の数を増やすという話ではなくて、その要件を緩めることを求められているんですね。

○近江室長 要件の緩和というところをおそらく言われているのだと思います。

○原委員 分かりました。

○阿曾沼委員 確認ですが、例えば当該人材が必要とする帯同の要件として、家事使用人等と細かく属性を規定しないことも可能となるということですか。

○近江室長 おそらく帯同となりますと、家事使用人と親という形に明らかに限定されてしまう、ほぼイコールになってきますので、ぼやかしても、おそらくその二つの緩和要件という形になろうかと思います。

○原委員 書くとしたら、特別加算措置を年度内に講ずるとともに、更なる課題について検討するぐらいですかね。

○近江室長 更なる課題。課題と言いますと、どんなイメージに。

○原委員 課題は色々な、例えば帯同要件を緩和するという話以外にも、人数を増やすとかという話。人数の要望もよく聞いたような気がするのですがけれども、そういった課題も含めて、課題は少なくともあるのでしょうか。

どこまでのタイミングなのかというのは、まだ今の時点で決められないとは思いますがけれども、そのあたりは文章でどこまで書けるのかを一回こちらでも考えてみて、進めさせていただければと思います。

では、すみません。お忙しい中をどうもありがとうございました。